

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第20号

### 大和市事務分掌条例の一部を改正する条例

大和市事務分掌条例（昭和42年大和市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 未来政策部

第1条第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 市民経済・にぎわい創出部

(5) 環境共生部

(6) 健幸・スポーツ部

第1条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) あんしん福祉部

第1条第9号を次のように改める。

(9) まちづくり部

第2条第1号イ中「及び広聴」を削り、同条第2号アからカまで以外の部分を次のように改める。

#### 未来政策部

第2条第2号中カをキとし、オを削り、エをカとし、ウをオとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

#### エ 広聴に関する事項

第2条第2号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

#### ア 事務管理に関する事項

第2条第4号アからカまで以外の部分を次のように改める。

#### 市民経済・にぎわい創出部

第2条第4号中エを削り、ウをエとし、イの次に次のように加える。

#### ウ 男女共同参画及び国際化に関する事項

第2条第4号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 交通安全対策に関する事項

第2条第4号に次のように加える。

ク 農政に関する事項

ケ イベント及び観光に関する事項

第2条第5号アからカまで以外の部分を次のように改める。

環境共生部

第2条第5号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同条第6号アからウまで以外の部分を次のように改める。

健幸・スポーツ部

第2条第6号アを次のように改める。

ア 文化、芸術及び市史に関する事項

第2条第6号ウを次のように改める。

ウ 一般介護予防に関する事項

第2条第6号に次のように加える。

エ スポーツに関する事項

オ 生涯学習に関する事項

カ 市長の職務権限とされた教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項

第2条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) あんしん福祉部

ア 社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）

イ 介護保険に関する事項

ウ 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関する事項

第2条第9号アからクまで以外の部分を次のように改める。

まちづくり部

第2条第9号クを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「環境施設農政部」を「環境共生部」に、「街づくり施設部」を「まちづくり部」に改める。